

人権施策プログラムに関する意見について

平成 29 年 11 月 16 日付人権施策審議会において出されたご意見につきまして次のとおり回答させていただきます。

回 答

Q. 認知症簡易判定スクリーニング機器の設置場所は (連番.283)

A. スクリーニング機器の設置場所については、「この機器は、タブレット端末に判定ソフトを入れたもので、市役所と市内の地域包括支援センターの 6 か所に設置している。」とのことです。

Q. 1 人暮らし高齢者への配食サービスの食数増加の理由は (連番.233)

A. 配食サービスについては、「1 日あたりの食数が、昼又は夜の 1 食から昼と夜の 2 食となったことから増加している。」とのことです。

Q. 人権文化センター事業の「うきうきビューティー講座」の目的は (連番 279)

A. 『うきうきビューティー講座』の目的については、高齢者が化粧をして出かけることで人とのつながりを大切にし、また、自分に自信を持って生き活きと暮らすことで日常生活動作の維持・向上につながることから実施している。」とのことです。

Q. 中・高生の居場所づくりについて、夏休み以外で事業を検討してほしい

A. 中・高生の居場所づくりについては、「児童館 (1 箇所) において、放課後に小・中・高校生の受け入れしている。」とのことです。

Q. デート DV の低年齢化への対応は

A. デート DV の低年齢化への対応については、「平成 23 年度から毎年、小・中・幼の教諭、保育士を対象にデート DV の研修会を実施するとともに、市内小学校から依頼があればデート DV の出前講座を実施している。」とのことです。